

区議会

区議会のしごと

●議決

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、区が結ぶ重要な契約、財産の取得や処分などについて、審議をしてその可否を決めます。その結果得られた議会の意思決定のことを議決といいます。

議会で議決する事項は、法律で定められています。

●選挙・同意

議長および副議長は、議員の中から選挙により決定し、また選挙管理委員を選挙により選出します。

また、区長から提出される副区長・監査委員・教育委員など重要な人事案件について、同意するかどうかを決めます。

●意見書・要望書の提出

区民の生活にかかわる身近な問題でも、それが国や都の仕事であるため、区だけでは解決できないことがあります。このような場合に、区議会の意思を意見書や要望書にして関係機関に提出し、解決を求めていきます。

●区政のチェック

区議会は、区の仕事全般の状況についてチェックすることや、必要があれば監査委員に対し監査を求めるることができます。

●請願・陳情の審査

区議会では、区政について皆さんのご要望やご意見を請願や陳情としてお受けしています。

区議会の活動状況をお知らせするため、定期例会終了後「区議会だより」を発行し、各家庭に配布しています。

また、過去の区議会だよりを品川区議会ホームページでご覧いただくこともできます。

区政について、ご要望やご意見を請願や陳情としてお受けしています

- 皆さんのご要望やご意見をA4版の文書（様式1を参照）にしてください。
 - 請願（陳情）代表者の住所・氏名を書き、押印してください。請願・陳情者が多数の場合は、住所・氏名を自署した署名簿（様式2を参照）を添えてください。
 - 請願の場合は紹介議員の記名押印を受けてください。
 - 定期例会のはじめに請願（陳情）が付託されるには、定期例会の開会の日の4日前（土日祝日を含まず）までにお出しください。
- （議事係 ☎ 03-5742-6809）

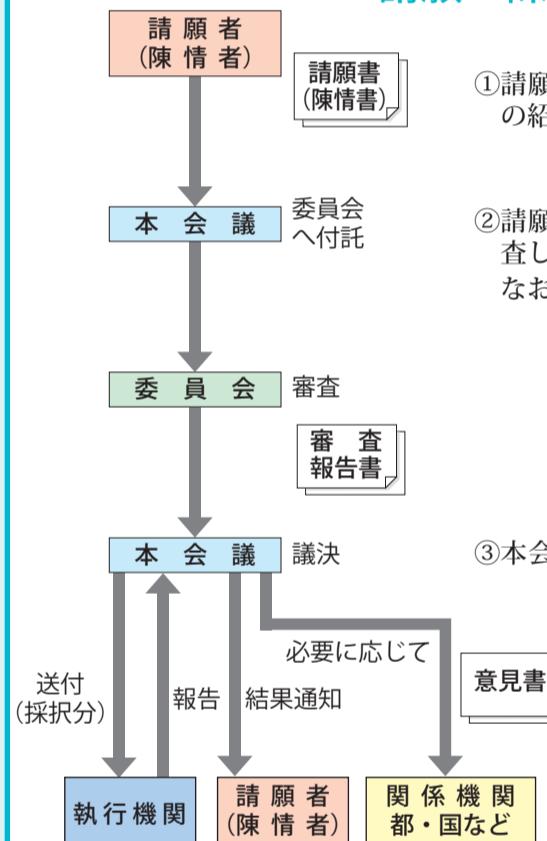
(様式1)

○○に関する請願（陳情）	
平成 年 月 日	
品川区議会議長	
○○○○ 様	
紹介議員（陳情には不要）	
氏名（印）	
請願（陳情）代表者	
住所・氏名（印）	
ほか 人 (連絡先電話番号)	
請願（陳情）の要旨	
理由	

(様式2)

○○に関する請願（陳情）	
請願（陳情）の要旨	
住 所	氏 名
（枚目中 枚目）	

請願・陳情の流れ



①請願には、区議会議員の紹介が必要です。議員の紹介が無い場合は、陳情として扱います。

②請願や陳情は、内容により関係する委員会で審査し、採択か不採択かを決め、議長に報告します。なお、陳情は参考送付とする場合もあります。

③本会議に諮り、採決を行います。

④本会議で採択したものは、区長や教育委員会などの執行機関に送り、その実現に努力するよう求めます。

⑤請願（陳情）代表者には、採択・不採択いずれの場合もその結果を通知します。

区議会ホームページをご活用ください

品川区議会

検索



●インターネット中継

本会議の様子を区議会ホームページでインターネット生中継します。

また、本会議および予算・決算特別委員会の総括質疑については、会議終了後、インターネット録画中継でもご覧いただけます。

○本会議での区長の施政方針、代表・一般質問、予算・決算特別委員会の総括質疑については、ケーブルテレビ品川でも放送しています。

インターネット中継 (生中継・録画中継)

会議録の検索

●会議録の検索

終了した会議の内容を区議会のホームページから検索・閲覧することができます。



(会議録の検索画面)